OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	中国哲学史研究ノート〔九〕
Author(s)	加地, 伸行
Citation	中国研究集刊. 2008, 47, p. 109-117
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61064
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中国研究集刊　生号（総四十七号）平成二十年十二月　一〇九―一一七頁

中国哲学史研究ノート〔九〕

加地伸行

（一）盗作問題のその後

先般、本ノート〔八〕（『中国研究集刊』第四十四号、二〇〇七年十二月）において、山田史生盗作問題について述べたが、その後、『産経新聞』平成十九年十二月四日付関東版朝刊・十二月二十二日付関西版夕刊にそのことが報道された。

その記事が登載されたあと、筑摩書房から正式に私に面会したいとの連絡があったので、十二月十八日午後、筑摩書房側三人と山田本人の計四人が拙宅を訪れ謝罪した。そして、今後の対応について筑摩側から提示した案に対して、私は追って当方から連絡するとして、即答を避けた。

会談終了後、タクシーを呼んだ。儀礼上、四人とともに私は拙宅前の道路に出た。すでに待っていたタクシーに、なんと、私にはなんのことばもなく、真先に山田本人が乗った。筑摩側は、最高責任者（山野浩一・取締役）はさすがに私に謝罪・謝礼を再言してから、最後に乗った。

人間の行動は心の表現である。なんのことばもなく、しかも真先に乗る神経の鈍感さに、私は非常に不愉快であった。許さぬ、と心に定めた。

年が明けて、私は下記のような通告をした。最終的には裁判を想定し、手続きや証拠のためである。

径啓。山田史生（以下、Yと略記）著『寝床で読む『論語』』（以下、Nと略記）につきましての先月十八日に貴台が提示された案に対しまして、熟考の結果、次のように申し入れます。

① Nの絶版を求めます。

貴台（取締役としてと発言され貴社の意志であることを明言されました）は、Nの次刷の折、参考文献名を記し、その中に拙著（講談社文庫本）も挙げ「君子・小人」の訳語は同著に拠ることを記すと述べられました。しかしそれは、たとえば万引きして発覚したあと、元にもどせばいいだろうというがごとき態度であって、私としましては承服できません。

② 私が購入しましたNは、四月五日付六刷本です。その後、五月二十八日付でYの書状が届きました。しかし、その書状には、「ではNについてどのようにするか」ということは一切述べられておりません。のみならず、Nは八月十五日付七刷がなされております。八月印刷ならば、少くとも七月には貴社からYへ通知があるはずです。すなわち、YはNについて従前通りに刊行してゆくという意思の現われであります。そして十一月下旬の『中国研究集刊』刊行に至るまで、私への一切の連絡はありませんでした。*これは極めて悪質な態度であり、Yを許せません。また、産経新聞社からの取材において、Yはなんら謝罪をしておりません。「遺憾」とは、自己以外の人や事件に対して「残念」という意味で使う国語であり、謝罪ではありません。まことに他人事としてしか受けとめておりません。**

＊ もちろん今に至るもありません（十二月十八日以外）。

＊＊ 十二月十八日当日も、もぞもぞと小さな声で何かを言うだけで、謝罪のことばは正式に申しておりません。

③ 右の①・②につきまして、この一月末までに、文書にての御回書を求めます。私は催促はいたしませんので、月内に御回書なきときは、私の申入れの拒否であると理解いたします。当然、それ以後は、貴社とは関わりなく私は独自の行動を取ります。以上。

一月三日付産経新聞「正論」欄に拙稿が載っております。今回の事件につきまして略記しております。それも御高覧ください。

不乙。

平成二十年一月十日

加地伸行

山野浩一様

このあと、数回の往復協議があり、最終合意として筑摩書房PR誌の『ちくま』二〇〇八年四月号、第四四五

号（平成二十年四月一日発行）に、次のような文面が登載された（同誌八〇頁）。

お詫びとお知らせ

山田史生著『寝床で読む「論語」――これが凡人の生きる道』（ちくま新書）を、本年一月三十一日付をもって、絶版といたしました。

本書は、平成十八年十月に第一刷を発行しましたが、昨年、大阪大学名誉教授である加地伸行氏より、本文中の訳語について次のようなご批判をいただきました。

加地氏は、平成十六年三月に、『論語全訳注』（講談社学術文庫）を刊行されました。そこでは、「君子」「小人」という、解釈の根幹にかかわる語が、熟考・苦心の末、それぞれ「教養人」「知識人」と独創的に訳出されています。当該新書は、その成果に拠りながら、同様に「教養（の）ある人間」「知識（の）ある人間」という訳語を用いました。ところが、その旨を本文中あるいは巻末に明記せず、加地氏の研鑽と独創に対する敬意ならびに配慮を欠くことになりました。

これに対し、加地氏より強い抗議が寄せられました。その詳細については、大阪大学中国学会編輯・発行の『中国研究集刊』第四十四号（平成十九年十二月刊）に、加地氏ご自身による文章が掲載されています。

その後、山田史生、筑摩書房および加地伸行氏の三者で協議を重ねてきました。その結果、本書を絶版とすることにいたしましたので、ここにお知らせ申し上げます。加地氏には、多大なご迷惑をおかけしましたことを、誌面を借りてあらためてお詫び申し上げます。

今後、先行研究への敬意を失することのないよう、十分に注意を払いながら、執筆・編集作業に取り組んでまいる所存でございます。

平成二十年三月一日

山田史生
筑摩書房

以上がその後の経緯である。

しかし、これでこの問題が終ったわけではない。二点ある。

第一点は、山田史生自身の道徳的責任である。それは二方向ある。一方向は、もちろん自己の良心に向ってであり、さらには、研究者としての在りかたという自省である。ふつうならば、当分、筆を折り謹慎する。そして

自省の中で研究に専念し、汚名を雪ぐような堅実な学術論文を書く。

もう一つの方向は、勤務先である弘前大学ならびに教育学部に対する自己申告と謹慎とである。学生指導において、もし学生が卒業論文等において盗作をした場合、どうするのか。盗作者が、盗作した学生に対して、盗作はいけないと指導するのか。

盗作に時効はない。私は筑摩書房と出版物とに関して一定の共同諒解はしたが、弘前大学に対して山田史生問題についての抗議等の権利は、まだ保留しているのであって、これで終ったわけではない。いざとなれば、弘前大学学長ならびに教育学部長に対して、教員の道徳性に対する調査要求をするつもりである。もしそれを拒否や無視をするならば、私はあらゆる手段を使って徹底的に指弾する覚悟である。

この二方向について、本人は果して分っているのであろうか。

聞くところに依れば、この四月の謝罪表明のあと、彼は七月一日刊『脱世間のすすめ――漢文に学ぶもう少し楽に生きるヒント』（祥伝社）・七月十五日刊『門無き門より入れ――精読「無門関」』（大蔵出版）とのこと。

なにも分っていないのである。

この人、東北大学出身とのことであるが、同大学はいったいどういう心構えを教えたのであろうか。また、弘前大学教育学部とはどういう研究・教育環境なのであろうか。

第二点は、一般論である。すなわち、今回の盗作問題は、研究者の在りかたとは何かという問題を投げかけている。

石黒武彦氏の「科学論文をめぐる不正」（二〇〇七年一月二十七日の同志社大学ヒューマンセキュリティ研究会における発表時の資料）に依れば、二〇〇六年の一年間において、新聞紙上、次のような不正が報道されたと言う。

一月十一日　ソウル大黄教授の論文捏造。

二月十六日　阪大医学系の不正論文により指導責任者の教授二名の懲戒停職。

三月二十八日　業者からの不正資金を得たことにより京大医学系の教授を懲戒解雇。

三月三十日　東大工学系の論文不正疑惑。調査委員会が「論文の信頼性なし」と最終報告。

四月二十八日　神大工学系教授が特許出願に捏造を

使用。七月に訓告。

六月二十五日　早大理工系教授が国の研究費を不正使用（例えば九百万円を投資信託で運用）。停職処分後に辞職。

七月二十九日　前条教授の論文疑惑の調査報告は「捏造はなかったが信頼性は不十分」。

八月　四日　国立感染研の論文においてサルでの有効性の証明に誤り。

八月　八日　山形大医学部教授が論文を捏造。談合事件にも関与したので懲戒解雇。

九月二十一日　阪大医系教授ら論文撤回（論文責任者がデータを捏造・改竄）。

十月（日付不明）自衛隊病院医師が症例を改竄。

十二月二十一日　阪大、S教授を懲戒解雇。

十二月二十七日　東大、T教授と助手とを懲戒解雇。

この例のすべては理系である。文系にも同様のことがあると考えられるが、なかなか表には出てこない。しかし、時々ある。すこし古いが、平成十四年六月三十日付毎日新聞は、山本博文・東大教授が日本経済新聞に連載の「家族むかしもいまも」において、成松佐恵子『庄屋日記にみる江戸の世相と暮らし』（ミネルヴァ書房）から盗用したことで謝罪文を掲載した。文学作品に至っては数知れず。最近、栗原裕一郎『〈盗作〉の文学史』（新曜社・二〇〇八年六月）が刊行された。四七〇頁余の文字どおりの巨冊で盗作例が満載されており、驚いた。文学の世界ではなんでもありの盗作のオンパレードである。

こうした状況について、研究費獲得のためとか、パソコンの安易な利用とか、いろいろな理由が挙げられている。確かにそういう面があることはあるだろう。

しかし、根本的には、他者の才能や努力に対する敬意という素朴な道徳の問題ではないのか。それが欠けていては、どのような規制をかけても、必ずそれを潜り抜けることであろう。

他者の才能や努力に対して真に敬意があるのならば、その人の名を出し、その業績を引用するのは当然ではないか。そして、その人の仕事を元にして自分の仕事を作ってゆくのが、研究者の心構えの第一歩ではないのか。

そうした心構えなくして研究者面をする連中を、私はなによりも人間として軽蔑している。

研究者としての道徳――これなくして研究者として世に立つことはできない。

この盗作問題については、次号においてさらに論じることにする。

（二）大学院拡大の虚実

前前号の本ノート〔八〕において、佐藤将之氏に答える形で、研究者のワーキングプア化という問題について書いた。

その後、『名古屋大学中国哲学論集』（第七号、二〇〇八年三月刊）を得たところ、同号にシンポジウム〈日本の中国哲学思想研究：現状と展望〉が掲載されていた。その中に、佐藤氏の「国際化時代における日本の中国思想研究と若手研究者の生き残り戦略」と題する文章がある。このシンポジウムは二〇〇六年八月一日に名古屋大学において行われたが、約一年半遅れて記録化された。佐藤氏は、この間、このシンポジウムで述べたことに基づき、「職業としての中国思想研究――『ワーキングプア』化する若手研究者」（本誌第四十三号、二〇〇七年）を書き、それを私が読んで本ノート〔八〕に至ったというわけである。

この経緯はともかく、「ワーキングプア化する若手研究者」という問題について、私の考えるところを前考に引き続いて述べたい。

〈ワーキングプア化する若手研究者〉が生じた理由を、文部省の大学院拡大化すなわち大学院課程修了者の大量生産という失政にあるとする人が多いが、私はそこにかなりの誤解があると思うので、今回はこの点について論じたい。

結論的に言えば、文科省の失敗は、大学院の拡大ではなくて、小講座制をつぶしたことにあるのだ。

小講座制とは、或る専攻（例えば中国哲学）について、教授一、助教授一、助手一、という定員を配置するシステムである。この三人の定員がそろっているのを完全講座と言い、そろっていないもの（例えば、教授一のみ）を不完全講座と言う。しかし、完全講座になるようにその学部はさまざまな努力をする。

例えば、英米文学講座があるとする。仮に教授一、助教授二、助手一、という定員であるとすると、合意の上、英文学講座（教授一、助教授一）、米文学講座（助教授一、助手一）との二講座（ともに小講座）にする。どちらも不完全講座になるが、あらゆる努力をして英文学は助手一を、米文学は教授一を補なおうとする。完全講座をめざして。もちろん、なかなかその目的は達せられないが。

こうした小講座制が旧制大学文学部の基本的システムであった。中国哲学の場合、いわゆる旧帝大系大学文学部や、広島大学文学部がその例であった。筑波大は複雑

なので暫時省く。

ところが、旧帝大系以外の国立大学文系は、諸専門学校等を基にして作ったため、講座制ではなくて、教科制となった。

教科制とは、例えば教育大学の場合、国語科という教科に教員を集め、教授二、助教授二、助手なし、といった構成をしたわけである。しかし、制度的には教科制ではあるのだが、講座制をまねて、講座制風の教員構成となるように努力していた。

ところが、文部省は小講座を廃して大講座制への移行を画策したのである。例えば、中国哲学の場合、隣のインド哲学と組んで東洋思想専攻とし、従来の中国哲学の教授一、助教授一、助手一、そしてインド哲学の教授一、助教授一とを合併して教授二、助教授二、助手一という大講座とするわけである。これは、学問分野が種々変動する理系向きである。すなわち、その時の必要によって、大講座の中で新分野の研究者を採用できることとなる。その結果、メンバー構成は、時と場合とによって、教授二、助教授一はインド哲学、助教授一、助手一は中国哲学という構成もありうるようになったのである。つまり、東洋哲学という専攻全体にとって必要な人員を定員に適宜配置するというわけである。もちろん、極端なことは常識的に言ってありえないのではあるが、しかし、時と場合とによっては、いろいろな可能性の展開がありうるようになったのである。

この大講座制は、教科制と似ている感じはあるが、異なる。教科制は、一応の分類をいうだけであって講座制のように固定的ではない。極端に言えば、例えば、その学部全体として教授二十、助教授二十六、助手七、計五十三名ということなのである。それを適宜分割しているだけであるから、いざとなれば元にもどし、全体としての再編成をすることが可能なのである。

さて、この小講座制大学に大学院修士課程・博士課程あるいは博士課程前期・後期が置かれていた。教科制では大半は修士課程まで。ところが小講座制大学は大講座制の大学院大学となったので、必然的に博士課程を荷うことになったのである。

さらに一押しがあった。大蔵省（現財務省）が、教員・学生定員分の予算を出している以上、教員・学生定員を充足せよと要求したのである。

まずはじめは教員の定員充足である。小講座制大学のころは、定員が教授一、助教授一、助手一の完全講座でありながら、助教授を空席にしていたというようなことがよくあった。その助教授に相当する人材がいないので、

定員はあるのだが空席にしているというようなことが行われていてふつうだったのである。

これに対して、大蔵省はそれはおかしいと批判し続けた。予算としては助教授一の分を出しているという理由である。確かにそれは理屈の上では正しい。ありていに言えば、その空席の助教授一に対してついてきた予算分を、ことばは悪いが、学部全体用に流用したということである。

しかし、大学側は、相当する助教授を探しても、それに相当する人材がいないので空席にして当りまえだと言い、大蔵省に対抗したのである。そのように、かつての大学は大蔵なにする者ぞという気概があった。

しかし時は流れ、今や予算至上主義となった大学は大蔵の言いなりになってしまう時代となった。そのため、大学院大学になると、教員の空席は許されず、適材不適材を問わず、どんどんと空席を埋めていったのである。

同じ理由で、大学院学生の定員も充足を求められたのである。

かつては、修士課程の学生定員が仮に六十名とすると、合格者は三十名程度だったのである。時には三分の一。これに対し、大蔵が文句をつけた。大学院大学はそれに屈して、六十名定員一杯を入学させるようになっていったのである。

ここが肝要。小講座制大学が小講座制を解体して大講座制の大学院大学になったとき、大学院学生の定員が増えたわけではないのである。従来の定員どおりであった（理系は増えたが）。ただ、定員満杯に入学させたので数が増え、あたかも定員を拡大したかのように見えたのである。

ただし、これは文系の話。理系は以前から定員満杯に入学させていた。それはそうであろう。理系は共同研究形態であるから、人手が多いほど効率がよい。いわば院生はただちに戦力として迎えられていたのである。

ワーキングプア化する若手研究者と言うけれども、実情は、大学院学生定員は同じで、小講座制時代は自主規制して少なく入学させ、大学院大学は規程どおりに入学させ満杯にしているということなのである。

では、そのような変化が起ってきた根元は何か。

話は約四十年前に溯る。いわゆる大学紛争なるものがあった。当時、私は名古屋大学助教授だった。この紛争自体についてはここで述べないが、要するに、全共闘と称する大学への抵抗集団がいて、実力（暴力）行使を通じて大学解体を叫んだ。その項目の一つに、〈大学の封建制打破〉があった。その趣旨は、講座制の場合、教授に

権力があり、絶対的であり封建的であるので、それを解体し、助手も学生も〈民主的に研究室運営に参加させろ〉というものであった。

確かに教授の一部にはそういう者もいた。医学部などその典型であった。

さて、この辺の話は、今は紙幅がないので、また改めて述べることにして先に進むと、こうした要求の中で、講座制大学がしだいに精神的に内部崩壊をしていったのである。その大筋の結論から先に言えば、講座制大学にあった共同体性が大学紛争（教員と学生との対立）の中で崩壊していったのである。

この共同体性は、悪く働けば封建的であろう。しかし、善く働けば団結となる。

善いように働らくとき、教授は共同体の柱であるから、共同体メンバーの弟子は自分の子と同じように思い、その就職に努力するわけである。しかし、あの紛争の民主化運動の中で、共同体性が否定されていったあと、教員と学生との関係はしだいに索漠とした冷やかなものとなっていったのである。

もっとも、私のように保守的で、大学は共同体的でなくては成り立たないと思っている古い人間は、周りがどのように変ろうとそれに流されず、共同体の指導者として、弟子や関係者の就職に全エネルギーを費した。それがどのようなものであり、またどのようにして可能であったか、またその方法はどのようにすれば今も通用するか、といったことは次回に述べたいと思う。今号では、巷間において論じられているところの、文科省の大学院拡大によってワーキングプア若手研究者が生れたという認識は必ずしも当を得ていないということを述べたかったのである。すなわち、内部的には、大学紛争を通じて小講座制の共同体性が精神的に崩壊してゆき、教員が学生の就職の面倒を見なくなっていったこと、外面的には、大学が大学院大学化を図ることとの交換条件的に、大蔵省から学生の定員充足を強制され、学生の能力の有無を問わず、定員満杯に入学させ、大量の課程修了生を生み出してきたということである。しかも滑稽なことに、大学院大学になると予算が増えるという期待ははずれ（文科省にだまされ）、予算は増えるどころか、いつのまにやら独立行政法人となり、自力で行けという方向へとなっていったのである。